

令和6年度

財政援助団体等監査の報告

(期日：令和6年11月25日)

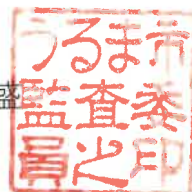
うるま市監査委員



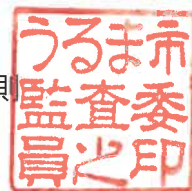
う監 第 239002号
令和 6年 11月 25日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



うるま市監査委員 佐 久 田 悟



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第 14 項の規定により、その旨を通知することになっております。

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第 1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第 199 条第 7 項)

第 2 監査の対象

令和 5 年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体

- 1 補助金交付先団体 うるま市体育協会
- 2 補助金交付先団体 うるま市観光物産協会
- 3 公の施設の管理団体 うるま市未来プロジェクトグループ
(うるま市農水産業振興戦略拠点施設指定管理者)

第 3 監査の期間

令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 10 月 25 日

第 4 監査の実施場所

うるま市役所本庁舎西棟 3 階 監査委員室

第 5 監査の着眼点

1 補助金

(1) 担当課

- ① 補助の目的、交付基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。また、交付時期は適切か。
- ③ 補助金の効果を確認するため、実績報告書の審査等が行われているか。
- ④ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 補助金交付先団体

- ① 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納簿は適切に整理されているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

2 公の施設

(1) 担当課

- ① 指定管理者の選定に当たり、手続等は適正かつ公正に行われているか。
- ② 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ③ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切に実施されているか。
- ⑤ 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。
- ⑥ モニタリングは適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ① 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 所管課への報告書類は適切に提出されているか。
- ③ 施設管理業務の実施状況は適切か。
- ④ 利用促進及び利用者サービス向上のための取組はなされているか。

第 6 監査の実施方法

うるま市監査基準(令和 3 年監査委員告示第 7 号)に準拠して、往査、証憑突合、分析を行い、令和 5 年度の補助金の交付事務及び公の施設の指定管理業務が適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに監査を実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果について、市長及び議長へ書面にて報告する。なお、軽微な指摘事項については、口頭で改善を促したので省略した。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法(以下「法」という)第 199 条第 14 項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされているので、適切に対応されたい。

1 補助金交付先団体

(1) 団体の概要

団 体 名	◆うるま市体育協会
主たる事務所の所在地	うるま市役所 経済産業部 スポーツ課内
補 助 金 額	27,249,000 円(補助率 98%) ※注 1 (令和 5 年度は県民体育大会が離島開催であったため、補助金が大幅な増加となっている)
関係職員から説明を 徴 取 し た 日	令和 6 年 10 月 2 日(水)
団 体 の 設 置 目 的	市スポーツの技術力向上と健全なスポーツ精神の確立に努めるとともに体育・スポーツを振興し青少年の健全育成並びに市民の健康・体力の保持増進を図り、生涯に亘ってスポーツに親しみ、心身ともに健康で明るく心豊かな人間を育成し、市勢の発展に寄与することを目的として平成 17 年 4 月に設立し、県民体育大会への選手派遣等を行っている。令和 6 年 3 月末現在 22 の専門部を持つ。
役 員 及 び 組 織	顧問 1 名、会長 1 名、副会長 2 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 6 名、監事 2 名、評議員 14 名、事務局長・副事務局長・書記会計各 1 名
会 員 数	—
市 担 当 課	スポーツ課
補 助 金 交 付 根 拠	うるま市体育協会補助金交付要綱

※注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(令和5年度)

(単位:円)

	項目	金額		項目	金額
収 入	① 補助金	28,602,000	支 出	① 評議員費	16,151
	交付金	208,000		② 理事会費	692,039
	② 繰越金	2,136,600		③ 事務局費	3,887,362
	③ 寄附金	210,000		④ 事業費	20,980,474
	④ 雑収入	356,713		・県民大会選考会費	(1,974,689)
				・県民体育大会費	(19,005,785)
				⑤ 育成費(スポーツ少年団費)	600,000
				⑥ 分担金	1,083,100
				⑦ 積立金	0
				⑧ 償還金	527,000
	計	31,513,313		計	27,786,126
				収支残高	3,727,187

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 補助金交付申請書の確認

申請時に添付されている「収支予算書」において、福利厚生費の本年度歳出予算額 788,000 円に対して、補助金充当額が 808,000 円と過充当となっていた。審査時の確認もれとのことであるが、チェックリストを作成する等、補助対象経費及び補助金充当額については、厳正に審査し、適正な事務に努めていただきたい。

② 実績報告書の十分な精査

補助金実績報告書に添付されている「歳入歳出決算書」においては、雑収入で受け入れた事務局職員の社会保険料個人負担分 356,611 円が歳出の福利厚生費(事業所負担分と合わせた社会保険料)に充当されておらず、支出した社会保険料 766,852 円のうち 766,000 円が補助金充当額として処理されていた。当該社会保険料個人負担分 356,611 円分については、補助対象外とすべきとの指摘に対し、団体と調整のうえ補助金返還として処理すると回答があったので、速やかに返還の手続きを行っていただきたい。

また、申請時の収支予算書には、補助金充当の無い支出科目について、実績報告では補助金が充当された処理がなされている支出科目も見受けられた。申請時における慎重な審査と合わせ、実績報告での決算書についても、補助金充当額の確認等も確実に行っていただきたい。

③ 補助金交付要綱について

うるま市体育協会補助金交付要綱の中で補助対象となっている食糧費は、平成 18 年 11 月に定めた「うるま市補助金制度に係る指針」(令和 6 年 3 月改訂)では、対象外経費となっている。また、補助率も定められていない。補助金交付要綱の内容について、改めて確認を行い、指針に沿った内容となるよう必要な改正を行う等、適切な補助金運用となるよう努めていただきたい。

④ その他

当該団体の事務局については、事務局長及び副事務局長(役員手当の支給対象)に必要な手続きを経たうえで、所管課の課長及び係長が就いている。しかしながら現状の事務局業務への従事については、本来の職務と混合し曖昧な点も見受けられる。当該団体は、あくまでも外部の団体であり、その予算についても準公金として取り扱うこととなるため、事務局体制の在り方については、「うるま市補助金制度に係る指針」や「うるま市準公金取扱規程」等を参考に適切な事務及び予算管理が行えるよう検討していただきたい。

○ 補助金交付先団体へ求めるもの

① 補助金取扱の適正化

県民大会選考会費として各専門部に支給した事業費について収支(決算)報告書が、添付されていない競技が見受けられた。また選考会費として支給した事業費全額が賞品代金(商品券)として支出されているものや、支給した事業費以上に残額が発生している専門部も見受けられた。各専門部へ支給する金額や事業費の使途について詳細な規定等はなく、選考会以外の経費に費やされている現状もあった。補助金は、市民からの税金で賄われているものであることに留意し、補助金の取扱い及び必要性について今一度再確認し、上記指摘事項について改善が図られるよう団体規程を整備する等、公正かつ効果的に補助金を使用されるよう努めていただきたい。

② 自主財源の確保

「うるま市補助金制度に関する指針」では、補助金交付団体としての適格性において、「団体等の構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること」となっており、実現できるよう努めていただきたい。

2 補助金交付先団体

(1) 団体の概要

団 体 名	◆一般社団法人 うるま市観光物産協会
主たる事務所の所在地	いちゅい具志川じんぶん館 2 階
補 助 金 額	運営費補助金 36,470,000 円(補助率 89%) ※注 1 事業費補助金 16,790,000 円(補助率 100%)
関係職員から説明を徴取した日	令和 6 年 10 月 3 日(木)
団 体 の 設 置 目 的	うるま市が実施する観光振興策に基づき、うるま市への国内外からの観光客の誘客を促進し、市全体の活性化、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
役 員 及 び 組 織	理事長 1 名、副理事長 2 名、顧問 1 名、監事 2 名、理事 11 名、事務局長・次長・各 1 名 事務局職員 5 名、あまわりパーク観光案内所 6 名、ロードパーク職員 1 名
会 員 数	210 社
市 担 当 課	観光イベント課
補 助 金 交 付 根 拠	うるま市観光物産協会補助金交付要綱

※注1 補助率は団体の支出に対する市補助金収入の割合

(2) 団体の収支

(令和5年度)

(単位:円)

収 入	項目	金額	支 出	項目	金額
	① 会費収入	2,905,800		① 総務管理費	41,337,069
	② 市補助金(運営費)	36,470,000		・人件費	(29,531,637)
	(事業費)	16,790,000		・地代家賃	(1,625,184)
	③ 委託事業費	50,988,075		・リース費	(2,087,739)
	④ 自主事業費	10,991,959		・その他	(8,092,509)
	⑤ 雑収入	1,488,630		⑥ 観光誘客推進事業	16,791,256
	⑥ 繰越金	0		⑦ 受託事業費	44,323,934
				⑧ 自主事業費	15,539,858
	計	119,634,464		計	117,992,117
				収支残高	1,642,347

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 補助金交付事務にかかる一件書類の整備

補助金申請書や実績報告書をはじめ、添付すべき証拠書類について、添付もれや文書収受印もれがあった。補助金交付要綱、文書取扱要綱等に基づき、申請時に提出された各資料については、十分な審査を行い、適正な事務執行に努めていただきたい。

また交付決定、検査調書は市長決裁としながら確定通知書では、部長決裁とするなど、決裁権者の区分にバラつきがあった。事務決裁規程等の遵守に努めていただきたい。

② 補助対象期間の明確化

他の団体運営補助でも多く見受けられるが、運営費における補助対象経費として処理されている補助金交付決定以前の支出について、補助対象とできる根拠が確認できなかった。運営費補助は、4月から翌3月までの期間に対する補助金であるとの説明があったが、交付決定前の支出等を補助対象とする根拠は示す必要があると思われる。補助金交付の妥当性を確保するためにも要綱に明確に規定するよう検討していただきたい。

③ 実績報告書の十分な精査と補助金要綱の整備

運営補助金の人件費において、予算額に対して決算額が2百万円以上増となっていた。当該団体への聞き取りによると、3月決算賞与を追加で支給したことが主な要因との回答があったが、支給の根拠は確認できなかった。人件費には、市民からの貴重な税金を原資とする公金が97%充当されており、補助金申請時の予算を超えるような執行及び充当方法については、所管課においても補助対象経費として公益上の必要性について慎重に審査する必要がある。補助金の取扱について今一度再確認し、公正かつ効果的に使用されるよう努めていただきたい。

また、補助金申請後の事業内容(補助金充当を含む)変更について、交付要綱上、規定されていないため、適切な事務処理が行えるよう要綱上に変更に係る規定を明記するよう努めていただきたい。

④ 繰越額の計上

令和 5 年度収支決算書において、令和 4 年度の差引収支額 3,284,991 円の剰余金が繰越額として明記されておらず、予算管理上適切な処理が行えていない状況が見受けられた。当該年度における決算上の剰余金は、次年度の収支決算書上において、繰越金として計上し、その使途についても明らかにするよう適切な指導に努められたい。

⑤ その他

当該団体に対する団体運営補助金の交付については、設立時の経緯も勘案しながら、現状の財務状況(預金残高や資産状況)をしっかりと把握しつつ、「うるま市補助金制度に関する指針」に則った運用が図られるよう、適切な指導・助言等に努めていただきたい。

○ 補助金交付先団体へ求めるもの

① 適正な決算整理

令和 5 年度収支決算書には、令和 4 年度の差引収支額 3,284,991 円が繰越額として計上されていなかった。当該年度における決算上の剰余金は、次年度の収支決算書上において、繰越金として計上し、その使途についても明確に示していただきたい。

② 運営補助金における人件費について

運営補助金の人件費において、予算額に対して決算額が 2 百万円以上増となっていた。3 月決算賞与を追加で支給したことが主な要因で自主財源にて対応したと説明があったが、当該団体の規程等で支給の根拠や支給額の内容は確認できなかった。人件費には、補助金が 97% 充当されており、補助金交付申請後に変更が生じ、公益上の必要性があり補助金を充当しようする場合は、担当課と調整をする等、適正な措置を講じたうえで、補助事業実施に努めていただきたい。

③ その他

当該団体については、観光及び物産振興に特化した多岐にわたる取り組みが展開されており、自主財源確保のため会費の徴収(令和 5 年度決算額 2,905,800 円)もなされており、積極的に活動していることが伺える。しかしながら、団体運営補助の対象となっている団体の総務管理費については、未だ 9 割近くに補助金が充当されている状況である。

令和 5 年度においては、受託事業や自主事業等、補助事業以外の事業実施もできている状況から、団体運営補助に係る経費の一部についても、これらの財源で賄えるよう事業を展開し、自立に向けた積極的な取り組みについても邁進していただきたい。

3 指定管理者

(1) 指定管理の概要

指定管理する公の施設名称	◆うるま市農水産業振興戦略拠点施設(うるマルシェ)
目 的	うるま市の農水産物及びその加工品のブランド化による販路拡大、情報発信、地産地消、地産外商及び6次産業化の推進を図り、第1次産業の持続・発展的な振興と地域産業の活性化に資する拠点として設置された。
効 果	売上が増加し、来場者アンケートでは、100%が再来店を希望する直売所となっている。
指 定 の 期 間	平成30年11月1日から令和7年3月31日
設 置 根 拠	うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例、施行規則
指定管理委託料	—
市 担 当 課	生産振興課
関係職員から説明を徴取した日	令和6年10月4日(金)
施 設 概 要 ①全体敷地面積 ②直売所棟 ③産直レストラン棟 1F ④農水産多目的ホール 2F ⑤駐車場 ⑥建設事業費	13,206.00 m ² (約 4,000 坪) 1,790.93 m ² (約 550 坪) 864.12 m ² (約 260 坪) 470.02 m ² (約 140 坪) 6,185.00 m ² (約 200 台分) 約 27 億円(沖縄振興特別推進交付金約 18 億円)
指 定 管 理 者	うるま市未来プロジェクトグループ 代表者 うるま市字田場 1304 番地 1 1 階 一般社団法人プロモーションうるま 代表理事 中村 薫 構成員 栃木県宇都宮市新里町丙 254 番地 株式会社ファーマーズ・フォレスト 代表取締役 松本 謙

(2) 団体の収支

(令和5年度)

単位:円(税別)

◆損益計算書	決算額
売上高	1,611,238,066
売上原価	1,220,939,057
売上総利益	390,299,009
販売費及び一般管理費	356,301,720
営業利益	33,997,289

(3) 是正すべき事項等

○ 担当課に求めるもの

① 減免規定について

うるま市農水産業振興戦略拠点施設条例施行規則第 14 条の利用料金の減免については、「減額又は全額免除」となっているが、「減額」についての基準が定められておらず、指定管理者が定めたガイドラインに基づき「減額」はすべて「50%」として運営しており、担当課においては、運用内容については把握していなかった。双方における共通の認識とするためにも、当該利用料金の減免基準については、条例又は規則に定めただうえで、適正な施設運営に努めていただきたい。

② 基本協定書について

(ア) 第 18 条の「翌月 10 日までに、業務報告書を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない」について、書類は提出されているが、規則第 16 条に規定されている様式第 21 号が提出されていなかった。

所管課においては、提出日及び収受日が把握できるよう関連書類の整理・管理に努めていただきたい。

(イ) 第 33 条第 2 項において、「売り上げの総額に 3% を乗じた額を基準とし、生産振興費を計上し実施する」とあるが、実施は達成できていなかった。

今年度は、次期指定管理者を決定する年度でもあり、当該協定書の規定する事項については、所管課や関連機関とも再確認し、実施が難しい内容とならないよう検討していただきたい。

(ウ) 第 35 条第 5 項「甲は、指定管理業務開始の前日までに貸与備品一覧表を作成し、乙は、それを基に管理し定期的に甲に報告しなければならない」とあるが、作成されていないため、報告されていなかった。

当該一覧表の作成や貸与備品の管理に係る不備については、双方でトラブルの原因にも発展しかねないため早急に対処するよう努められたい。

○ 指定管理者に求めるもの

今回の監査において、指定管理業務はおおむね適正に行われており、指定管理者制度導入の目的である第 1 次産業の持続・発展的な振興と地域産業の活性化に資する拠点として、順調に売上げを伸ばしている。指定管理者は、法令等を十分に確認し、市の条例等に基づいて設置された公の施設の管理を受託していることを念頭に置き、今後も適正な事務の執行に努められたい。

意 見

今回の団体運営補助金監査では、対象団体から提出された補助金交付申請から補助金確定通知までの一連の事務手続きについて、担当課において十分な精査及び適切な指導がなされているとは言い難い状況であった。補助事業に関しては「公益上必要である」との判断から交付されているものであり、交付に係る各提出物の精査及び団体に対する指導等については、特に留意し適切に実施していただきたい。

また以下に掲げる事項については、監査対象となった団体運営補助金だけでなく、市が交付している各団体運営補助金について多く見受けられるため、列挙する。

(1)「うるま市補助金制度に関する指針」(以下「指針」という。)で定めている「事業費補助の原則」、「補助率・補助単価等の明確化」、「補助期間の終期設定の原則」等が要綱に反映されていないため、指針と異なった運用となっていた。これについては、指針で示している「補助金交付事務に関する留意事項」や「うるま市補助金交付基準」に照らし、所管するそれぞれの要綱について、指針に沿った内容・運用となるよう今一度見直しを検討していただきたい。

(2)団体運営補助金のほとんどが「4月1日から3月31日まで」を補助対象期間として取り扱っているが、要綱に補助対象期間の定めがない。補助金交付決定前に実施した事業であっても交付対象とすることができる規定の必要性について、庁内全体でも検討していただきたい。

また対象団体においても、補助金の使途を確認する決算報告書の添付がない、支給規程のない支出への補助金充当など、補助金取扱方法について適切とは言えない点も見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

公の施設の指定管理者の監査では、指定管理料の支払いのない指定管理者に対し、基本協定書等に記載された事項に基づく業務の実施状況に着眼し監査を行った。うるま市農水産業振興戦略拠点施設は平成30年11月に供用開始され、6年目となる令和5年度には、順調に売り上げも伸び、令和元年度と比較すると、7億4千万円増の約16億円(86.0%増)の売上高、施設来場者数も、41万人増の127万人(47.7%増)と設置計画時の目標数値※を大きく上回り順調に推移している。今後とも、公の施設の設置目的に沿った管理運営に努められたい。

また、指定管理施設の所管課は、指定管理者任せとならないよう、管理運営状況を確認すること等でリスク管理に努め、施設の設置責任者として適切な指導・監督を行っていただきたい。

※目標数値〔直売施設年間総売上 8億4千万円、年間集客数 69万人:うるま市農水産業振興戦略拠点施設事業実施計画書より〕